

原子力規制委員会独立行政法人評価委員会令 参照条文

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

∴
1

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（独立行政法人評価委員会）

第十二条（略）

2（略）

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。